

第4回江東区基本構想審議会  
会 議 録

日時：平成20年5月30日（金）

14:00～16:00

場所：江東区役所7階71会議室

【会議次第】

1. 開会
2. 事務局連絡
3. 江東区の現況と課題について
4. 江東区民意識意向調査について
5. 江東未来会議提言書について
6. 閉会

【出席者】

<出席委員>（敬称略・順不同）

中 沢 正 夫	榎 本 雄 一	板 津 道 也	松 江 恒 治
佐 竹 と し こ	福 馬 恵 美 子	徳 永 雅 博	菊 池 幸 江
青 山 侑	苦 瀬 博 仁	志 村 秀 明	緒 方 泰 子
小 川 哲 男	武 田 茂 治	伊 藤 貫 造	香 取 正 守
斎 藤 正 人	渡 辺 孝 至	山 本 加 津 子	進 藤 孝
曾 根 恵 美 子	浅 見 純 一 郎	日 向 恵	石 井 毅
韓 圭 希	長 谷 川 明	小 林 敏 雄	

<出席幹事>（敬称略・順不同）

佐 藤 哲 章	穴 戸 孝	高 橋 三 喜 男	大 井 哲 爾
合 田 進	富 所 博	矢 野 純 二	須 田 雅 美
田 辺 英 之 輔	井 口 ち よ	菊 間 恵	鳥 海 武
梅 田 幸 司	野 村 俊 夫	藤 原 隆	出 口 泰 治
石 川 広	石 井 茂	柳 澤 健 一	岡 部 正 道
谷 口 昭 生	大 塚 善 彦	押 田 文 子	武 田 正 孝
鈴 木 信 幸	海 老 澤 孝 史		

【傍聴者数】 7名

## 【議事概要】

### 1. 開会

会長

- ・本日は吉条委員、野本委員、小室委員の3名の委員から欠席の連絡をいただいています。それから、板津委員から遅参の連絡をいただいています。傍聴者は7名いらっしゃいます。すでに傍聴席に着いております。はじめに、事務局から連絡をお願いします。

### 2. 事務局連絡

幹事

- ・本日は、過半数の委員の方がご出席いただいておりますので、会議が有効に成立していることをご報告いたします。
- ・続きまして、お手元の資料の確認をお願いします。席上に配布した会議次第・配布資料の一覧があります。それぞれの資料の右上に資料番号を付してありますので、資料一覧とご照会いただき、ご確認をお願いします。資料に不足がございましたら、お申しつけください。なお、今回の資料につきましても、委員の皆様へは別途自宅等へ郵送いたしますので、本日の会議が終了しましたら、席に資料を置いたままお帰りください。
- ・前々回の審議会以降に開催しました、2回の小委員会について内容をご報告させていただきます。まず、4月24日の第2回審議会終了後に開催しました小委員会では、今後の小委員会の審議スケジュールについて、事務局より提案を行い、了承をいただいたところでございます。また、第3回の審議会における区内視察の内容について、行程の確認等を行いました。次に、5月15日には、区内視察に先立ちまして、小委員会を開催しております。内容については、現在庁内で進めております、基本構想の検討状況についてご報告を行いました。なお、5月15日には視察終了後に懇親会を開催させていただきました。お忙しい中、またお疲れの中、多くの委員の方にご出席をいただき、ありがとうございました。懇親会で、皆様の親睦と江東区政の理解が少しでも深まっていたいただければ幸いです。この場を借りて御礼を申し上げます。なお、区内視察で撮りました写真を席上に配布させていただいておりますので、こちらは記念にお持ち帰りいただきたいと思っております。

会長

- ・ありがとうございました。ただ今の事務局からの説明について何か質問等ございますか？  
(意見なし)
- ・議事に入る前に4月に行われた第2回審議会の会議録について確認をお願いします。資料17について何か意見等ございますか？  
(意見なし)

- ・それではこれで確認を終了し、公開させていただきますのでよろしくお願いいたします。では本日の議題に入ります。江東区の現況と課題について、事務局から説明をお願いします。

### 3. 江東区の現況と課題について

幹事

- ・4月24日の第2回審議会でご説明しました「江東区の現況と課題」につきまして、委員の皆様より49の質問をいただきました。資料18に、いただいた質問に対する区の回答を資料としてまとめております。本日は資料に従い、幹事より順次補足の説明をさせていただきます。説明の後、新たな質問がございましたら、お受けしたいと思います。

会長

- ・本日の「現状と課題について」の進め方につきましては、各分野別のポイントについて、事務局の方から順次説明を行い、その都度委員の皆様から新たな質問や要求、ご意見、コメント等があれば、承るといった形で進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「了承」の声あり)

#### 【 . 江東区のあらましについて】

(説明)

幹事

- ・人口と世帯に関する質問について説明させていただきます。
- ・<質問1> 今回の人口推計の中で、今後の開発が見込まれる地域については、どのように見込んだのか、という質問です。
- ・<回答1> 今回の人口推計にあたっては、コーホート要因法を使っています。このコーホート要因法とは、5歳別の人口を単位とし、その単位が5年後にどれくらい生き残っているか、死亡者数を除き、生残率を算出します。また、その年代に対し、どのくらいの転入転出があったかという移動率、さらに出生率を算出し、出生数を加えたものになっています。これをベースにしています。ただ、本区の場合については、こうした通常の要因だけではなく、ご指摘にありました大規模開発など本区特有の要因がありますので、開発計画に伴う事前協議で判明した今後の入居者数などを上乗せしています。また、質問の後半に、前回の人口推計が実際と大きく異なっているが、その点はどう見直しを行ったか、というご指摘がありました。これは、先ほどのコーホート及び本区特有の要因の組合せによる算出ということを基本に考えております。本区の場合は、他の自治体には見られない大規模開発などの不安定な要素がありますので、なかなか遠い将来まで見通すというのは難しいところですが、現時点で想定し得る要因を加味して推計をいたしております。

- ・ <質問 2> 「現況と課題」の 12 ページに単身世帯及び夫婦のみ世帯の割合が増加しているが、中身は若年世帯なのか、もしくは高齢世帯なのかと、いう質問です。
- ・ <回答 2> 12 ページには、年齢別の内訳については記載していないので、補足をさせていただきます。まず、単身者については、65 歳以上の高齢者が 12 年度に構成比が 20.8% だったものが、17 年度には 22.7% と微増している傾向がみられます。また、今後の人口推計をみると、高齢者比率は上昇すると予想されています。続いて、夫婦のみ世帯については、12 年度、39 歳以下の構成比が 21.7% から 17 年度は 25.4% に上昇しています。夫婦のみ世帯についての今後の推計というのは行っておりません。

会長

- ・ これについて質問等ございましたらご自由にお出しください。

委員

- ・ 一点目のコーホート要因法について、区としては他の区にはない要因が見込まれ、それが含まれているということですが、上乘せした人口の性年齢別構成が豊洲で平成 17 年度の地区の構成に準じて設定しているということですが、昨年末、マンション条例も改正されているが、そういった中ではどのように考えているのか一つ伺いたい。
- ・ また、夫婦のみの割合が増している。まちづくりや施策の中で、年齢は大きな要因となるが、高齢者の単身世帯がこれから増えていくと、閉じこもりや単身の高齢者による色々な問題が起きてくると思います。また、逆に夫婦のみの世帯は若年層が増えてきて、高齢者の方は今後横ばいで、そのまま単身者になっていくようになると思うが、そうなった場合、本区ではどのように施策に盛込んでいくと考えているか伺いたいと思います。

幹事

- ・ コーホート要因法という通常の人口推計と、本区特有部分があるとご説明させていただきましたが、本区特有部分とは以下の点に分かれます。一つは大規模開発ですすでに計画があり、豊洲地区に人口が張りついていきます。現在、ある程度、計画により人数が割出せておりますので、その人数を当てています。当て方は、いわゆる現在の性別・年齢別等で割り振りをしています。二つ目は、マンションの条例の関係です。こちらは、以前のマンションの規制条例の影響はどれくらいあったか、それから規制条例から外したことによる影響はどれくらいあったかをみています。具体的には、平成 22 年度を算出する際に、マンション条例の影響によりマンションの建設件数が減ったことを加味しております。逆に、マンションの規制条例を外したことについては、平成 27 年度に逆に加算するといった形で加味しています。
- ・ 単身世帯の構成比等の問題については、おっしゃるとおり、例えば 12 年度は 65 歳以上の単身者が全体で 20.8%、17 年度は 22.7% と申しましたが、実は 32 年度には 25.2% になる想定です。するとご指摘のとおり、今後の施策を展開していく時には、このような人口構成比についても十分検討していかななくてはならないと思っております。具体的な施策は各分野ですが、当然このような人口予測を基に考えていかななくてはならないと思

っています。

委員

- ・マンション規制によって、ワンルームが近年増えてきています。その部分については加味されていますか。

幹事

- ・今回のマンション条例の影響の試算は、ワンルームだからという区分はしておりません。平成13年度～17年度の実績で、実際に受入困難地区での入居者数、18年度以降で今後予定されている入居者数を考え、ワンルームだけではなく、全体的にその地域での入居者数の実績があったか、もしくは今後あるのか、そういった数値を用いて計算をしています。

#### 【 子育て・教育分野について】

(説明)

幹事

- ・ <質問3> <質問4> <質問6> <質問7> についてご説明いたします。
- ・ <質問3> 保育所から転換する形での認定こども園の整備では、待機児問題の解決後の次の課題とあるが、並行して取り組むべきではないか、という質問です。
- ・ <回答3> 認定こども園制度については、保護者の就労のみに関わらず就学前の教育保育を一体的に提供すること、そして子育て相談、一時保育など地域の子育てを支援すること、この2つの機能を現行の認可幼稚園、認可保育所、認可外保育施設を基盤として有効活用し、利用者の多様なニーズに応えることを目的として創設した制度でございます。従って、既存の制度自体の変更というは行われておりません。質問にありました保育所については、児童福祉法39条に基づき、保育に欠けるこどもの保育を行うことを目的とした児童福祉施設ですので、養護と教育が一体に展開される特性を持っております。従って、保育所で、教育的な内容も実施をしているのが実態であります。なお、保育所を利用する方々の就労形態等は様々ですが、保育所の開所時間内でお子様をお預かりするというので、開所時間は11時間でございます。多くのお子様方が8時間、長いお子様ですと開所時間いっぱいまで、保育所の中で実施をしています。こうした点が、幼稚園の標準の教育時間は4時間ですから、幼稚園と大きく異なる点でございます。従って、現行の保育所の定員の中では、長時間の保育を希望される方が圧倒的に多いということであり、現在の定員の中で教育的な機能を重視した定員枠として設定をしていくことは非常に困難であると認識しているところです。しかし、今後の国の、就学前のこどもの教育、保育のあり方については色々な動きがあり、基本的には一体的に行われていく方向であると認識しています。従って既存の保育所からの転換は次の課題としているものの、今後新しい民間保育所等を整備するにあたって、こうした点も踏まえて取り組んでいきたいと考えているところでございます。

- ・ <質問 4> 子育て支援の実効性と区民参加ということで、ファミリーサポートの実行状況等についての質問です。
- ・ <回答 4> ファミリーサポート事業は、区から社会福祉協議会に委託をお願いしている、区民の有償ボランティア制度を活用した育児支援事業です。その実績等については、現況と課題で今回ご回答させていただいた記述の通りです。また、ふれあいサービスは社会福祉協議会の独自の事業で、一般区民向け一時支援サービスの中で子育て家庭に対する家事援助サービスが実施をされています。ふれあいサービスは、買い物、炊事など家事援助であるということ、こどもの世話はしないということ、こうした点がファミリーサポート事業との大きな違いであります。
- ・ <質問 6> ひとり親ホームヘルプサービスについての質問です。
- ・ <回答 6> ひとり親のホームヘルプサービス事業は、もともと東京都で実施をされていたものですが、昭和 58 年に区の担当事業となり、今日に至っています。この事業は、本年 7 月から、その目的を明確化していくために、若干変えていく方向であります。
- ・ <質問 7> 緊急一時保育、非定型一時保育についての質問です。
- ・ <回答 7> 緊急一時保育については、平成 19 年度の利用実績等は回答にお示しをした通りですが、こちらの一時保育については、利用理由が保護者の入院等、緊急的な理由と極めて限定的となっているのが特徴です。また、希望しても必ずしも利用出来るわけではありません。それから、非定型一時保育ですが、こちらの利用理由は緊急一時保育よりも幅広く捉えており、平成 19 年度では 5 園で、定員 44 人で実施をして参りました。平成 20 年 4 月から、この実施園を 1 ヶ所増やし、6 園で定員 50 人の枠で実施をしています。専用の保育室、専用の職員を配置しなければならない条件がありますので、全ての園で行っていくのはなかなか困難です。なお、利用実績の報告をそれぞれの実施園から求めておりますが、申し込み件数等については、把握しておりません。

#### 幹事

- ・ <質問 8> インターネット等の現状についての質問です。
- ・ <回答 8> 過去に携帯電話等を使って、一部トラブルがあった事例を聞いています。現状のところ、学校で早期の予防と対応を児童生徒に対して徹底した指導を行っていますが、指導にあたる教員の情報モラル、あるいは情報セキュリティに関する意識啓発のために、研修会を開いています。現在、江東区内では落ち着いている状況であります。今後、一部新聞等で、内閣府の数値によると、携帯電話の所有率が小学校で 30%、中学校で 60%、高校だと 90%以上と出ていましたが、この 17 日に国の教育再生会議の懇談会で小中学校の携帯所持を原則禁止にする、と提言されると情報として得ております。また、28 日の新聞情報では、国会では自民党、民主党、両党合意の中でネット規制を行っていくという法案の動きもあるそうです。そうした中で、抜本的な対策は国で検討されていくと思っておりますが、日々の子ども達への指導については今後とも行っていきたいと思っております。

- ・ <質問 9> グループ学習導入についての質問です。
- ・ <回答 9> こども達同士の助け合いを含めたコミュニケーションという意味で効果があると私たちも考えます。問題点としては、学習内容の中でグループ学習を導入すると、教員の適切な指導がないと馴れ合いになることがある点です。我々としては、少人数事業の実施という形で、教員の指導力不足やこども達への効果的な指導法での教育実践を図っているところです。また、平成 18 年からはこども達の学習のつまづきをなくしたり、基礎的な学力を向上させるということで、国語や算数などで習熟度別の少人数事業の導入も図っております。そのための講師も各学級の中でおいています。このグループ学習は、様々な方法で組合せのグループ化があるかと思いますが、多様な面で導入を図っていきたいと思っています。
- ・ <質問 12> 学校教育への区民参加についての質問です。
- ・ <回答 12> 資料に細かく記載されているので、お読みいただきたいと思いますが、大きく分けて二つあります。一つは地域に根ざした学校づくり、開かれた学校づくりという観点から、本区では平成 12 年 4 月から学校評議員会制度を導入しております。各学校の運営においては、保護者や地域の方々に評議会へ参加をいただき、広く町の意見を聞きながら、特色ある学校運営、学校づくりを進めていくことを努めております。二点目は、学習内容の部分での民間導入ですが、学力向上あるいは不登校対策という観点から、今年度から、今学校内で問題として起こっている、小 1 プロブレム、中 1 ギャップ、さらには学力不足ということでの土曜放課後対策を実施しています。学校サポーターとして、教育課程をとられている大学生、あるいは地域の保護者、お母様方を教育の中への参加を図る、そして学校内の支援をしていくための人材確保に努めるという事業を立ち上げています。そのために、20 年 4 月から学校支援室を立ち上げ、広く人材の確保を図っています。部活動振興においても、技術指導の教員不足が課題にあるので、外部指導員の専門員について、支援室の中で人材確保に取り組んでいる状況でございます。

( 質疑 )

会長

- ・ はい、ありがとうございました。子育て・教育分野での質問ありましたらどうぞ。

委員

- ・ 学校のあり方について、江東区の小中学校では各校の児童生徒数が極端に異なっており、少ないところで 74 名のところもあれば、中学校で 550 名を超している例もある。これについて、学校選択制はどういう役割を果たしてきたのか。選択制は一つの役割が終わり、児童生徒数を考えなくては教育にならないと思います。例えば、運動会をやりたくても人数が少なければできない。教育効果というものを考えれば、適正な人数とはどのくらいを考えているのかお知らせください。

幹事

- ・適正な人数という意味では、法的な標準校は、小学校は1年から6年まで18クラスで1学年3クラス、中学校は12クラスという設定はあります。ご指摘の通り、現状、江東区は新しいまちの部分と、既成市街地の部分では学校の設立年度も異なり、地域で抱えている問題点も異なります。このため小規模校、大規模校の偏在は生じています。我々としては、従前の学区域制の様々な問題から、こども達が越境といわれる居住する住所以外から学校に通う現象が、課題校という特殊な学校を作り出してきたと認識しております。その中で、色々なご意見はありましたが、6年前に学校選択制の導入を図りました。学校選択制は良いところ、悪いところがありますが、現状の制度が発足して6年であり、保護者、こども達に一定の希望制というものが導入されている部分もあります。少なくとも生じている現象として、学校のクラス編成で片寄った形があることは問題認識としてもっております。そのための小規模校対策を、予算を含めて充実させ、学校に対する支援を教育委員会で行って参ります。この制度を維持しながらよりよい方向へ持っていきたいと思っております。

#### 委員

- ・ただ今の質問に関連して、げんきっずを現在8校で導入しています。小規模校では児童数が増えて喜んでいますが、児童数が増えた大きな理由として、げんきっずの実施校だからという方が結構います。現在の8校から今後どのような対応で広げていくか、1年から6年までを対象に行っていますが、対象についてはいかがお考えですか。

#### 幹事

- ・げんきっずは、直接は生涯学習部長の所管ですが、8校で立ち上げております。八名川小、毛利小の例で好評をいただいております。1つの要因として、小規模校対策の側面もあります。ただ、全校すぐにスタート出来るかという点、今般、生涯学習部の方で、このげんきっずの運営委員会を立ち上げました。学童クラブが適した地域、げんきっずが適した地域など地域性があると、町の代表の方がおっしゃっていました。急激に一律に全校で放課後対策を行うことが方法論として良いのか、地域的な背景があると思いますので、十分考慮に入れながら地域の望む方向で総合的に判断していきたいと思っております。

#### 会長

- ・今日の進め方は最初にお断りしたように、「現況と課題」について委員の皆様から49件の質問があり、それに対する質疑応答という形で進めていきますが、それぞれの課題について基本構想を作っていく上でのご意見は委員の皆様におありでしょうし、そういった形での議論は次回以降出来るとは思いますが、ここで質問に限定するものではなく、質疑応答の中で委員の皆様の意見が明らかになっていくことは大切なので、ご遠慮なさらず発言していただきたいと思っております。

#### 委員

- ・選択制と小規模校の問題は非常に重要な点なので一点質問します。今の議論の中で、選択制は続けていきたいとお話がありましたが、小規模校はどうするのか。選択制と小規



模校の問題はつきものであり、現在の区の方針を見ていると、選択制は続けていくが、小規模校をどうするかが曖昧です。これまでの経緯をみると、学校の統廃合は平成 15～16 年で終わり、それ以降は一部を除いて実行されておられません。今後、選択制を続ける基本姿勢は分かりましたが、この適正規模を維持させるために、統廃合についてはどう考えるのか、今後実施するか、曖昧なままとするか、どうお考えでしょうか。

幹事

- ・ 選択制について従来と異なるのは、学校は、こども達の収容対策を含めた現場管理の時代ではないということです。自治体に経営の考え方が求められるのと同様、学校経営の中でどう対応していくか、という視点が求められています。そのために平成 12 年度から学校評議員制度が導入され、まちの人の意見を聞きながら、学校運営を図ってきています。先ほどげんきっずの話もありましたが、学校選択制が導入されて 6 年が経ちますが、その間、八名川小学校と毛利小学校は 1 学年 1 クラスであります。ただ、げんきっずが小規模校対策の 1 つの起爆剤であり、きちんと学校運営が図られてきているという良い例もあります。中学校でいえば、深川六中もそうかと思えます。一時期危ない時期もありましたが、学校も経営感覚を持ってどう進めていくかは、ある種選択制を導入した時点で併せ持つ性格なのかと理解しています。そのための学校支援を教育委員会は行っていきます。この問題を即統廃合に結びつけること自体がいかかかと思えます。むしろ、統廃合の問題について今一番危機感を持っているのは、昭和 40～50 年代につくられた大規模集合住宅だけを学区とした学校がございます。そうした学校が、高齢化してこどもの数が減少した時にどうするか、その方が統廃合の可能性が生じてくると思っています。選択制は、学校経営の観点から、小規模校対策の予算措置を含め支援をしていく姿勢で臨みたいと思っております。

委員

- ・ 今のお答えでは、当面小規模対策をしっかりやれば、統廃合は起こらないという基本方針をみせていただいたと受け取ってよろしいでしょうか。

幹事

- ・ 先ほど申し上げたように、学校経営という観点があり、学校長をトップにして、まちの意見を聞きながら、学校が取り組んでいます。その過程の中で、教育委員会として十分応援をしていきたい、統廃合ありきで考えたくないというのが姿勢であります。

委員

- ・ ネット社会に対する考え方ですが、今後、犯罪の被害者にも加害者にもならないよう、モラルの啓発などを進めていくということですが、人への思いやりが基本にあり、心の問題が色々なことで犯罪に広がっていくと考えています。人権ということが教育として必要だと思えますが、人権教育に対してはどのように考えているか伺いたい。

幹事

- ・ 人権教育については、道徳の時間などの中で行っています。思いやりについては、日々

の日常の中で思いやりの教育を実施していると確信しております。

委員

- ・乳幼児を主とした子育て支援についてですが、江東区は色々な方策が取られており、とても良いですが、6歳未満が25,500人、0歳が約4,000人いる中では、少ないかと思えます。また、直接運営ではなく、有償ボランティアが多くても良いと思えます。やはり、ボランティアの人数が少ないです。さらに、お母様方から一時預かりサービスがないという意見を良く聞きますが、実際にはあるのにPR不足という面があると思えますので、もっと広めていくと将来的にも良いと思っています。そのあたりをどう展開していくのか、考え方を伺いたしたいと思います。

幹事

- ・ボランティアに積極的に参加される方が少ない点をご指摘通りであり、我々の努力不足と感じております。ただ、そうしたことも踏まえ、本年度からボランティアの確保のため、PR回数を増やし、さらに行動等も増やしていく考えであり、実際に先日実施いたしました。それから、団塊の世代の方々は、第一線を退いて即、ボランティア活動に入っていくのはなかなか難しい。ボランティアに入る前の段階の意識付けに取り組まなくてはならないと考えています。我々が全てのことを出来る訳ではありませんので、区民の皆様力を借りて、社会の宝であるこども達を育てていきたいと考えております。

委員

- ・ファミリーサポートに関連して、病後児保育を江東区内でやっていると思うが、今後の展開を教えてください。

幹事

- ・病後児保育は、現在、豊洲の1箇所を実施しています。ただ、1箇所ということで、登録者数は1,000人を超えています。実際の活用面をみると、保険という形での登録をされている方が圧倒的といえます。ただし、1箇所ですと十分とは考えておらず、医師会にご協力をいただき、新たなところで実施を出来ないか協議しているところです。

委員

- ・グループ学習の件で、研究協力校や研究課題校はどう考えられているか。

幹事

- ・グループ学習については、研究協力校という形ではないですが、区では平成18年度から学力向上が教育分野の課題の1つとなっており、国語や算数など基礎的な学力向上を目指しています。これについては、小学校4年生からを対象として、習熟度別の少人数授業を行うべく、1クラスの教員だけでは間に合わない部分を補助教員、いわゆる学力強化講師の導入を図り、グループ学習が形成できる体制づくりを進めています。それから、これは直接的ではないですが、もう一つの試みとして、小学校は学級担任制を引いていますが、学習内容が専門的になってきているということで、今年度から、モデル校として2校で、教科専任の教育実践を行っています。良い結果が出れば、全校で取り組みた

いと考えています。

## 【 ．産業・生活分野について】

(説明)

幹事

- ・ <質問 15> こども達の健全育成を基本構想の中でどう捉えるかということと、臨海部への青少年センターの設置についての質問です。
- ・ <回答 15> こども達は社会にとって宝物ですし、区行政は様々な施策を展開しています。区民の多くの方々もこどもの健全育成のために活動をされています。この審議会の委員であります進藤委員を会長とする江東区青少年委員会をはじめ、保護司会、青少年対策地区委員会や民生児童委員協議会、こどもスポーツの関係では体育協会や体育指導員協議会等、地域の指導的立場の方がこのテーマの重要性を意識し、日々活動されていると認識しております。従いまして、基本構想策定においても、未来への投資とも言える「こども」や「健全育成」の項目は重要なテーマのひとつと考えています。また、青少年センターは、現在までのところ、基本的に区内に一つという考え方であり、記載のとおり、庁内の検討委員会で検討中であります。
- ・ <質問 16> <質問 17> この二つは関連がありますので、まとめてお答えします。
- ・ <質問 16> 老人福祉センターの各種教室の人数制限、並びにスポーツセンターでの一般利用の不都合についての質問です。
- ・ <回答 16> 記載のとおり、人気講座での工夫、誰もが気軽に利用できる雰囲気づくり、等に一層の努力をしていきたいと考えております。
- ・ <質問 17> スポーツセンターの区民への PR と公平利用の観点からのご質問です。
- ・ <回答 17> 健康スポーツ公社発行の「フィット」をはじめ、様々な媒体を用意し、今後とも情報提供を行っていききたいと考えております。また、公平な利用確保については、健康スポーツ公社の運営方針の柱ですので、今後とも利用者の皆様にご満足いただけるようサービスアップに取り組んでいきたいと考えております。なお、この度のご意見ご質問は、早急に健康スポーツ公社にも伝え、徹底するよう伝えたとお伝えさせていただきます。

(質疑)

委員

- ・ 私は非常に利用させていただいております。江東区は他区に比べると、福祉センターやスポーツセンター等、良い方だと思っております。ただ、高齢化に伴い、福祉センターの利用者が多くなると考えられ、今後増やす考えはあるのか、ないのか、お聞きしたい。

幹事

- ・ ご指摘の通り、スポーツセンターはかなり充実していると認識しております。都の施設も含めると随一ではないかと思えます。今後の展開としては、既成市街地の地域につい

ては、需要を満たしていると思いますが、これから人口が増える地域については、色んな施設が必要になると思いますので、庁内の検討委員会等で総合的に判断していきたいと考えております。

## 【 健康・福祉分野について】

(説明)

幹事

- ・ <質問 18> <質問 19> <質問 20> についてご説明します。
- ・ <質問 18> 現況と課題の 121 ページ、図表 10 に関する質問です。
- ・ <回答 18> 別表 1 に検診事業実績表を添付しておりますので、細かいですがご覧いただきたいと思います。上段に個別通知を行っております検診名及び対象者数、受診者数などを、年次別に表しております。下段は申し込み制で実施しております健診です。上段の健診対象年齢を、簡単に説明いたします。平成 19 年度までは「高齢者健診」は 65 歳以上の区民の方全員が対象、「成人健康診査」は 40 歳から 5 歳刻みで 60 歳までの節目健診として実施しておりました。今年度からは、特定健診として「高齢者健診」対象者は 65 歳から 74 歳までの国保加入者と生活保護受給者及び 75 歳以上の後期高齢者の方が対象となります。また、「成人健康診査」は 40 歳から 64 歳の国保加入者と生活保護加入者すべてが対象となりましたので、下段の申し込み制による「成人健康診査」はなくなり、すべての対象者には個別通知が送られます。また、40 歳未満の方は、今後とも各保健相談所において毎月行っております「生活習慣病予防健診」に申し込むことで健診が実施できます。昨年度までの受診率は高齢者健診が 58%前後と、あまり変動はありませんでした。今年度からは、区民の方でも企業保険などに加入している方及びそのご家族は対象外となりますので、受診率は幾分変化するものと思われます。
- ・ 各がん検診ですが、江東区では国が指針を示しております 5 つのがん検診を実施しております。胃がん健診は 40 歳から 60 歳まで、5 歳刻みに節目健診として実施しております。また、35 歳から 39 歳までは希望される方は受診できます。子宮がんは 20 歳以上の女性で偶数年の方、乳がんは 40 歳以上の女性で偶数年の方が対象となります。大腸がんは 40 歳以上の方が全員対象となります。肺がん健診につきましては、40 歳以上の希望者で、レントゲン検査を実施していますが、喀痰検査は 50 歳以上、喫煙指数(一日の本数×年数 = 600 以上)などを加味したうえで行っています。また歯周疾患健診につきましては、昨年度までの 40 歳から 70 歳までの 5 段階を 30 歳から 70 歳まで 5 歳ごととして、若い年齢から自分の歯の状態に関心を持ってもらうために健診対象年齢を拡大いたしました。
- ・ <質問 19> 江東区の検診事業への取組みに対し、地区による取組みへの反応の違いはあるか、また地域独自の健康課題があるかという質問です。
- ・ <回答 19> 別表 2 をお読みいただきたいと存じます。地域により幾分違いはありますが、区の流れとして、江東区は今後、若いファミリー層が増加していく南部地域の健康問題

と、昔からの区民や高齢層の方が多いい城東深川地区の健康問題とでは、自ずとそれぞれ違った課題が出てくると思われます。また、地区別というよりも、むしろ年代や生活スタイルの違いが健康への取組の違いを大きくしていることが課題となってくると思われます。また区内共通の問題点としては、特定のがんについての死亡率の高さ、アルコール性疾患の多さや40歳以上の男性肥満率の高さなどが今後の大きな課題となってまいります。

- ・ <質問 20> 地域住民の方々が参加できる疾病予防に関する活動についての質問です。
- ・ <回答 20> この回答に書いてあることは一部ですので、付け加えさせていただきます。疾病予防活動は、元気な方から体力に自身のない方、また病気を持っていてこれ以上悪くならないように活動したい方、様々な方が参加を希望しておられます。そのため江東区では、色々な分野で予防活動を実施しております。健康センターにおいては、メディカルチェックや体力測定に基づき、個人的運動プログラムを適正な料金で受けることができます。区報や区のHPでお知らせしておりますように、スポーツセンター、老人福祉センター、文化センターなどでも健康な方や高齢者を対象に運動や栄養を通し、疾病予防活動に参加出来ます。介護予防教室なども、広く疾病予防の活動に入っております。保健所では主として、疾病との関連から予防事業を行っております。例えば、糖尿病予防教室や難病や肝炎を学習する講演会など、また呼吸器疾患を持っておられる方の呼吸体操教室、妊婦を対象としたプレママお料理教室など、講演会や講座形式で行うものと、実際に身体を動かして参加いただくものと様々な事業を実施しております。その他地域の要請に応じ、職員が出向く出前講座なども行い、区民の方々が多様な疾病予防活動に参加していただけるように計画しているところでございます。

#### 幹事

- ・ <質問 22> ~ <質問 27> について説明します。
- ・ <質問 22> シルバー人材センターの受注件数等についての質問です。
- ・ <回答 22> シルバー人材センターについては、臨時的、短期的な就業、また軽易的な業務を担います。会員組織ですので、中での雇用関係はありません。受注内容を詳しく申しますと、受託事業と独自事業があります。受託事業は、経理事務、ふすま工事、植木の剪定、一般事務補助、毛筆宛名書き、放置自転車整備、公園管理、販売業務補助、屋内外の清掃といったものがあります。また、区の委託事業として、ヤクルト配布による声かけ訪問などをお願いしているところでございます。独自事業としては、リサイクル自転車の販売、洋服リフォーム、史跡観光ガイドやパソコン教室等を実施しています。受託事業のうち、公共関係の受注は件数としては全体で15.8%ですが、金額的には半数に近い47.0%を占めています。勤務日数は仕事によりかなり違いはありますが、最短で年間1日という方もいれば、年間で200日を超える就業をしている方もいらっしゃいます。短期の仕事が基本であり、時間は1日1時間から6時間程度になっております。また、受注額から事務費など8%を差し引き、業務に応じて配分されたものを受け取る配分

金方式であります。金額的には単純に、就労実人員で配分しますと、一人あたり月平均 52,000 円程度ですが、時間単価に直しますと、だいたい 800~900 円となります。例えば、公園清掃関係では時給 770~830 円となっております。シルバー人材センターではその他、会員のスキルアップ研修や清掃ボランティア等の社会貢献事業を行っており、さらに法人としては、無料職業紹介や労働者派遣事業も行っており、今後の高齢者の就業機会を提供する組織としては非常に重要と考えております。

- ・ <質問 23> 在宅福祉を支援する通所施設、入所施設を新設する場合に保育園や学校などの隣接開園に関する質問です。
- ・ <回答 23> 高齢者とこどもの交流を深める機会を頻繁に提供できることは、世代間の理解を深め、地域社会の機能を高める上でも効果があると考えておりますが、都心では用地が不足しがちで、自由な施設の配置は難しい状況があります。ただ、後段に記載した通り、平成 23 年度を目標に人口急増地区の東雲地区に、認定こども園や児童・高齢者の総合施設を整備することで準備を進めているところでございます。施設機能の詳細については今後の検討となりますが、主に元気高齢者、障害者が利用するスペース、またこどもや児童の子育て世代が利用するスペース、さらに世代間交流が可能なスペースなど、本区としては初めてのコンセプトをもった施設の予定です。こうした施設を効果的に利用し、高齢者と児童の自然な交流や新たなコミュニティを期待しているところです。
- ・ <質問 24> 介護予防元氣いきいき事業と介護予防グループ活動事業について、どのような施設でどんな人達が行っているのかという質問です。
- ・ <回答 24> 介護予防元氣いきいき事業については、高齢者在宅サービスセンターは区内 17 箇所にあリまして、また介護予防グループ活動事業については、区内の福祉会館 7 箇所で行っているところでございます。介護予防元氣いきいき事業は、高齢者の運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上を図り、要支援・要介護状態になることを予防する通所型介護予防事業で、身体の運動機能評価、ストレッチ、有酸素運動、筋力トレーニング、バランストレーニング等の指導を行っております。また栄養指導については、栄養チェックや食事状況、アレルギー状況、身体状況等を行っております。また、介護予防グループ活動事業は少し異なり、転倒予防、認知症予防、閉じこもり予防などのグループ活動をレクリエーションを通して行っております。対象者は特定高齢者で、これは区で行われる基本健康診査の中の生活機能評価について本人や家族からの相談などから該当者の把握をします。国では、高齢者人口の 5%を目標としておりましたが、本区の 19 年度の結果では 13%の出現率がありました。
- ・ <質問 25> 介護予防事業の成果についての質問です。
- ・ <回答 25> 介護予防の成果につきましては、国の方針として、介護予防に関わる参酌標準が定められています。これは、要支援・要介護状態に陥る可能性のあるものを特定高齢者とし、地域支援事業を実施した特定高齢者の 20%について、要支援・要介護状態になることを防止する。また、要支援者を対象として予防給付を実施し、10%について要

介護2以上への移行を防止し、平成26年度までにこれを実現することが国の目標であります。これに基づいて介護予防事業を行います。成果をみますと、18年度から行った事業について、現在の指標である、主観的健康観、基本チェックリスト、主観的QOLにより評価をしております。このうち、主観的健康観と基本チェックリストに基づいた評価は確定をしており、状態が事業実施前後で維持されたものが8割、改善が6%となっており、8割以上の利用者が維持改善の評価を示しているところであります。また、主観的QOLによる評価については、東京都でチェック様式の統一を進めており、19年度の結果に基づき、評価の結果を出す予定であります。地区による違いはあるかということですが、現在のところ、数字的には出ておりませんが、介護予防事業の参加者の様子としては、砂町地区、東陽地区、大島地区が多かったように思います。

- ・ <質問26> 65歳以上の高齢者のいる世帯類型別の核家族世帯や単独世帯の割合が増加をしているが、こうした高齢者に対する介護予防に関する活動のサービス、支援の工夫があれば教えてください、という質問です。
- ・ <回答26> 孤立しがちな高齢者の単独世帯が増えている中で、介護予防にどのように繋がっていけばよいか私共の課題です。工夫の一つとしては、平成15年と平成18年に民生委員による高齢者世帯への訪問調査を行いました。これは、孤立しがちな高齢者世帯の身体状況や生活実態を把握し、潜在的な異常に対応するとともに、緊急時の対応にも備えることを目的としています。対象は70歳以上の一人暮らしの高齢者（対象が約25,000人）で、このうち20,000人の有効回答を得ました。介護予防の基本チェックリストの項目をもとに判定し、その結果、自立と判定された方が77.5%、経過観察が必要である方が18.3%、要訪問と判定された方が4.3%でございました。要訪問4.3%については在宅介護支援センターへ連絡をし、そこから順次訪問をして介護予防事業の要否を判定しています。結果として、介護予防事業が要とされた方は、154件ございました。このような方法を1つとして行っているところでございます。
- ・ その他、本年度から、本区は大規模集合住宅があるが、この中での高齢者同居世帯を見守っていく方法として団地自治会や管理組合などを想定し、団地単位の見守り活動が出来ないか、という事業を今年度から始めます。現在参加できるところを募集しており、ノウハウを研究していくところでございます。
- ・ <質問27> 介護保険事業のサービスの質の維持・向上についての質問です。
- ・ <回答27> 記載の通り、業者指導がメインになります。集団指導を年4回、実地指導月2回、2事業者ずつ実施しました。その中で、人員配置基準や勤務体制の整備、研修の機会の確保等について指導しております。その他、区独自の対応として、介護サービス向上委員会を平成14年より立ち上げ、第三者の立場から、苦情をサービス向上のために活かす機会としております。訪問介護サービス、居宅介護サービスのチェックポイントを作成して利用者に配布したり、機関の活動記録を各事業者へ配布し、情報提供を行っているものです。

( 質疑 )

委員

- ・質問 19 の健康分野についてですが、細かい表を出していただき、分かりやすかったです。お聞きしたいのは、受診率について、先ほど平成 20 年から対象者が変わるとありましたが、区として受診率の目標を定めていますか。
- ・江東未来会議の中で、この検診について随分話題になりました。知らない方が多かったです。PR についてどうお考えかをお伺いしたいと思います。

幹事

- ・受診率の目標は国で示されています。例えば、今回の新しい検診システムである特定検診では国保の加入者と生保の対象者が対象ですが、平成 24 年までに受診率を 65% に上げる、あるいは、メタボリックシンドロームの 10% 減など、細かい数値を出してきております。区としては、どこまで目標に近づけることができるか、なかなか難しい状況です。例えば、江東区は都や国に比べ受診率が低いものが多く、国レベルにまで上げる方法について、これから検討していくつもりでおります。今年度は、健康プラン 21 の中間の見直しの年になっていきますので、こうした目標値なども一緒に考えて数を修正していきたいと考えております。
- ・PR についてですが、昨年度は老人保健法で行っていた検診が、今年度は高齢者医療確保法で実施する、がん検診などは健康増進法で実施、など法律が非常に細かく変わってきております。国からの通知が遅れた為に自治体では広報活動がどうしても後手になってしまいました。しかし今後は、受診率を上げるために区としては、HP や広報、あるいは他の方法を使いながら積極的な PR を行っていきたいと思っています。

委員

- ・区では、高齢者には必ず通知を出しており、58% の受診率となっています。成人検診の受診率が低いですが、PR はどうされますか。

幹事

- ・成人検診は今年度から、40 歳から 64 歳までの方全員に個別通知を行います。成人検診は各企業で受診される方が多いです。東京都では、実際の成人の方の 40% を対象者と考え、計算をしておりますが、江東区では実数で算出しているため、どうしても低めの受診率となってしまいます。実際検診を受診している方は、企業検診を含めるともっと多いと思います。ただ、今年からは個別通知になりますので、変わるのではないかと期待しております。

委員

- ・シルバー人材センターについて、私自身も 60 歳を過ぎていますが、人材センターと言いながら軽作業的な色彩が強い印象を持っております。これは、求人側でこういうものしかないからか、働く側でこういう希望しかないためか。今は 60 歳から 70 歳の方達は元



気です。引き続き何か仕事をしたいという希望を持っていますし、これから労働人口が減少していく中で、企業側もこういう力を使っていきたいという要望があるのではないかと思います。若い人と同様にフルに働くという事ではなく、年金を貰いながら週3日程度働いていくようなところで上手にマッチングができていない印象を持っています。区としてはシルバー人材センターをどうお考えでしょうか。

幹事

- ・シルバー人材センターそのものは、臨時的、短期的な就業、軽易な業務に係るものの機会を提供するのが法の趣旨ですので、そうした仕事の主になるのが主流だと思います。今後様々な法改正があり、シルバー人材センターも労働者派遣業ができるようになると考えられ、それに向けて、センターの中でスキルアップや研修のための様々な試みをしているところであります。そもそもシルバー人材センターは生きがいづくりに観点があったわけですが、今後は高齢者が増える中での就業機会の拡大の大きな部分を担うことになると思いますので、ご意見の通り、そのような形で支援をしていきたいと思っております。

委員

- ・23番について、亀戸の亀島小学校跡地に老人介護センターとこども広場等の公共施設が出来ています。東雲の青写真は上がっているのでしょうか、もし出来ていたら教えてください。

幹事

- ・民営施設を想定しておりまして、多様な世代が交流を図れるような新しいコンセプトを持った公の施設と考えております。事業者から様々なアイデアをもらいながら、これから箱の中にどのようなコンセプトを入れていくのか検討をしていく段階です。

委員

- ・今の質問に関連して、記載されているのは物理的な環境面の内容だが、高齢者とこどもといった世代を超えた交流を図っていくためには、そこに仕掛けが必要になってきます。そこを繋ぐ人的な資源といいますか、人材の育成等について、どのようにお考えでしょうか。高齢者とこどもあるいは若い世代の交流を図っていくことは、8番にあったようなインターネット、携帯電話を通じた犯罪を防ぐような思いやりをもった心を育てるといっても非常に重要になってくると思いますので、何かお考えがあれば、よろしく願いいたします。

幹事

- ・人と人との繋がりは非常に難しい問題です。私共が懸念しているのは、そうした地域コミュニティがだんだんなくなっていくことで、一定のスペースの中で何らかの仕掛けを作り、そこで世代間が一つの目的に対して活動出来るようなものが出来ればと考えております。今後の様々な協議の中でアイデアを出しながら考えていきますが、仕掛けづくりや、コミュニティリーダーとなるような人材の育成というのは重要となると考えてお

ります。

委員

- ・コメントですが、世代間交流の仕掛けづくりに以前関わったことがあります。それに参加したこどもさんのコメントの中で、「友達を作るには時間がかかる」というコメントがあり、「さあ今から遊びましょう」ということだけではなく、人と人とが繋がるような仕掛けに向けて取り組んでいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

会長

- ・ここで休憩を取ります。
- ・次回への積み残しが多少出てもやむを得ないと思っております。それから、説明については、出来ればここに書いてある事は省略して、書いてあること以外のコメントに留めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

<休憩>

委員

- ・声がけ訪問を行っていると話があったが、とても評判が良いです。ヤクルト声がけ訪問があることは知っていましたが、シルバー人材センターで行っていることは知りませんでした。是非拡大し、続けていただきたいと思います。
- ・質問 24 について、介護予防元気いきいき事業の対象者が特定高齢者とありましたが、本日説明を聞いて初めて特定高齢者の意味が分かりました。65 歳以上の高齢者で要介護認定申請をされていない方で、生活機能チェックで当てはまった方とのことですが、特定高齢者以外の 65 歳以上の高齢者で、やはり介護予防元気いきいき事業でされているような内容を必要とされている方がいるのではないかと思います。そういうことへの対応を今後どのように考えていますか。
- ・また、先ほど民生委員が生活機能チェックに際し、地域の高齢者に聞き取りを行い、平成 15 年と 18 年で 25,000 人の対象者のうち、20,000 人に実施したと説明がありました。残り 5,000 人の方に対して、どのようなアプローチを続けていらっしゃるのか、なにもない状態なのかということをお聞きしたいです。

幹事

- ・声がけ訪問の委託は、平成 18 年度まではヤクルトにお願いをしていたが、平成 19 年度からは地域福祉の観点も含め、シルバー人材センターにお願いをした次第であります。
- ・特定高齢者以外の介護予防対応について、これは福祉会館や老人福祉センター、その他のスポーツ関係施設で行っている同じようなメニューがありますので、そちらをご利用いただきたいと思います。特定高齢者は国で指定をした対象者であり、これは介護保険会計の中で対応していくというものです。
- ・民生委員の訪問調査の対象ですが、住民基本台帳から抽出した対象者数が約 25,000 人です。そのうち、有効回答として状況を把握出来たのが、20,000 人ちょっとでした。それ

以外の方は、接触が出来なかったことなど様々な理由があったもので、そういった意味での漏れはなかったと思っております。今後、調査を定期的に行っていくかどうかは課題ですが、少なくとも二回、3年おきに行った調査の結果、かなりの割合で、要介護状態に陥りそうな方を把握出来たと判断しております。

## 【 .まちづくり・環境分野について】

(説明)

幹事

- ・ 道路交通に関する<質問 28> ~ <質問 36> について説明させていただきます。
- ・ <質問 28> 前段のLRTについては、<質問 32> <質問 33> でも触れられておりますので、まとめて本区のLRTに関する見解をご説明したいと思います。
- ・ <回答 28> 平成 15 年度まで、亀戸と新木場を結ぶLRTについて様々な検討をいたしました。その結果は、沿線地域の土地利用や人口から算出される利用者数が、鉄道としての安定的、継続的な経営を満たす水準に至らないということが予想されましたので、その時点の段階で動きが止まった形になっております。LRT は、沿線地域や今後のまちづくりと一体で考えていくものだと感じております。南北方向の交通網強化につきましては、まずは、豊洲・住吉間の地下鉄事業化を最優先課題として私共としては取組んでございます。
- ・ <質問 28> 後段と<質問 36> 後段コミュニティバスについての質問です。
- ・ <回答 28> 後段と<回答 36> 後段本区が導入しているコミュニティバスは、都バスが営業していない地域における住民の足の確保を目的としております。今後のバス交通については様々な考えがあるかと思いますが、営業を全般的に行っている都営バスの充実が基本になっていくと考えております。
- ・ <質問 29> 橋の勾配の緩和についての質問です。
- ・ <回答 29> 船舶の航行など、一定の制限があることはご理解いただきたいと思います。本区内では、船舶が通らなくなった河川などでは橋梁を撤去するなどし、勾配を緩やかにするよう努めております。電線地中化については、防災景観、バリアフリーなど様々な効果が期待できる施策でありますので、積極的に進めていきたいと考えております。
- ・ <質問 30> <質問 31> 自転車利用に関する質問です。
- ・ <回答 30> <回答 31> 放置自転車対策を進めてきた結果、現在放置自転車の台数は、ピーク時の概ね 3 割、4,000 台にまで減少しておりますが、まだまだ数字としては多く、今後とも継続した取組を行うことが重要と考えております。また、マナーの向上は、関係者一体となり繰り返し区民に呼び掛けているが、なかなか目に見えた効果が現れてこないため大変苦労しております。歩行者と自転車の通行帯の分離は、幅員等道路に余裕がある限り、歩行者の安全のためにも望ましいものと考えております。
- ・ <質問 34> <質問 35> 水上交通に関する質問です。

- ・ <回答 34> <回答 35> 今日の都市物流は、コンビニエンスストアの商品配送にみられるように、少量で多品種の製品を、早く多頻度で正確に輸送するというニーズへの対応が求められています。そのため、海運や鉄道に代わり、トラック輸送が大きく比重を占めているのが現状です。また、旅客輸送についても、やはりスピードが求められており、現在都内で運行されている水上バスは観光利用が主体となっているとみられます。
- ・ <回答 36> 親水公園の整備、改修でも、歩行者と自転車の安全に留意して整備を進めています。後段のバス交通については、先ほど説明いたしましたので、省略いたします。

#### 幹事

- ・ <質問 37> ~ <質問 40> について回答の補足をさせていただきます。
- ・ <質問 37> 地域防災計画について回答します。
- ・ <回答 37> 災害対策基本法に基づき、区をはじめ、関係防災機関等をメンバーとする常設の江東区防災会議を設置しております。この防災会議におきまして、江東区に関わる恒久的かつ総合的な地域防災計画が策定されており、毎年協議・見直しが行われ、訓練等を通じて、その習熟に努めているところであります。
- ・ <質問 38> 自主防災組織について回答します。
- ・ <回答 38> 自主防災組織は現在、町会、自治会で 257 隊結成されており、結成率は 96% です。大規模な集合住宅等においても 15 隊結成されており、計 272 隊となっています。隊員数については合計で約 1 万人となっております。
- ・ <回答 39> 地域安全に関する具体的な施策として、生活安全対策協議会の設置、防犯パトロール団体の育成を行っています。団体数は現在町会、自治会、PTA を中心に 167 団体、深夜から翌朝にかけて、区のパトロールカーによる区域全域の巡回等を実施しています。
- ・ <質問 40> 指定地方公共機関の指定効果について補足します。
- ・ <回答 40> 地域防災計画の作成・実施の協議義務が発生すると共に、緊急交通車両の申請や優先電話の設置等が可能となります。また、エレベーター等の運転再開のための保安要員は、人数が限られていることから、1 ビル 1 台の復旧を原則とし、出来る限り多くのマンションやビルの機能回復を早期に図るため、1 ビル 1 台の徹底を推進しているところです。

#### 幹事

- ・ <回答 41> <回答 42> ゴミを減少させていくには、ゴミの発生抑制と資源の適正な排出が課題です。本区では、今後 10 年間で区民一人あたりのゴミ量を 20%削減するとともに、現在 24%の資源化率の目標値を 34%と定めています。発生抑制については、環境に配慮した買い物ガイドやごみダイエット家計簿を作成し、また清掃ニュースの発行に加え、地域の連絡会を設け、随時清掃事業の普及啓発に努めているところでございます。昨年開設した環境学習情報館えこっくる江東を拠点として、ゴミ問題を含めた総合的な環境情報の発信も努めているところです。リサイクルについては現在、ビン・カン・ペット

ボトルなどの9品目の回収を実施しております。なお、区民が自主的に回収する集団回収の団体数は現在546団体です。また、床面積1,000m<sup>2</sup>以上の大規模事業所につきましても、条例に基づき、立ち入り調査等を行ない、その際ゴミ減量化の指導助言を行うとともに、ゴミの発生に対する認識と理解を深めていただく講習会を定期的実施しているところでございます。

幹事

- ・ <質問 43> ~ <質問 46> みどり水辺に関する質問です。
- ・ <回答 43> 水辺潮風の散歩道整備事業を進めているところです。これは、区内を縦横に走る河川や運河に散歩道を設置し、水辺のネットワーク化を図っていく事業です。また、照明灯に限らず、自然エネルギーの活用が地球温暖化の観点からも望ましいと考えていますが、最近よく見かけるいわゆるハイブリッド型の照明灯はまだまだ発展途上の製品で、コスト面で問題がある状況でございます。しかし、環境問題に対する啓発といった観点からもハイブリッド型の照明灯については総合的に判断してまいりたいと思います。
- ・ <回答 44> かつて水害に悩まされていた江東区では、治水のために護岸の耐震化の他、河川の埋め立ても行ってきました。埋め立てた河川は、親水公園として整備してきたところです。今後も大切な空間として、地域特性や地元の要望等を踏まえ、スポーツなど多彩な利用が可能な質の高い水辺空間整備が重要だと考えております。
- ・ <回答 45> 本区内には18の内部河川と11の運河が網の目のように配置されており、豊かな水辺を持つ本区特有の環境は区内でも極めて恵まれたものだと思っております。河川の整備計画は東京都が検討し策定しておりますが、地元として都と一体となり、協力しながら整備を進めていきたいと考えております。
- ・ <回答 46> みどり水と自然の基本計画を平成19年7月に策定しました。学識経験者や区民代表の皆様も交えた検討委員会を開催し、区民アンケートやパブリックコメント等を実施し、多方面の意見を集約して6つの施策方針の目標を決定いたしました。新たに策定される基本構想と整合を取りながら、基本計画についても柔軟に対応してまいりたいと考えております。

(質疑)

委員

- ・ 南北にLRTを通すという問題について、区では豊洲 - 住吉間の地下鉄を考えているという話ですが、未来会議ではもう少し区民のための交通網を作ったらどうか、人口が45万人程度と同規模の富山がLRTでまちおこしをしており、そのような観点からも本区でも、LRTを是非取り上げたいと議論がありました。お考えを聞かせていただきたい。

幹事

- ・ 富山等LRTを導入しているあるいは導入を検討する自治体は多くあります。まず当然のことながら、地下鉄もLRTも区民のために作っていくべきと思っています。が、企業経

営という点では、税金を注ぎ込みながら続けていくのは社会的にも限界があり、一定の収支採算が取れることが非常に重要と思っております。地下鉄については研究をしていますが、区全体の人口が増加していること、あるいは東京のセンターコアエリアの東側を担うという意味で、計算上は一定の需要があり長期収支も成り立つレベルであると私共は考えています。なおかつ、住吉と豊洲の駅はすでにこの間の鉄道整備を前提とした駅舎構造になっており、ホームが出来ています。また、有楽町線の新木場の車庫にはこの区間の車両を留置するためのスペースも確保されています。即着工しても受け皿の準備が出来ている状況であり、優先順位は上げている次第です。当然のことながら、LRTは大切な区民の皆様の夢ですし、需要が増える状況になれば、一生懸命考えていきたいと思っております。

#### 委員

- ・温暖化対策の一環として、6月1日から区役所でもノーネクタイで働くと思いますが、都心部の温暖化やヒートアイランド対策の一つとして、海からの風道整備は効果的な方法と考えております。特に、江東区は東京都心部の海風の玄関口としてその役割が大きいと思います。また、その風道は都市の自然環境の多様性に寄与する生き物の道にもなると思います。区としては、どのような考えをお持ちか教えてください。

#### 幹事

- ・温暖化対策については、様々な活動を展開しておりますが、海からの道につきましても、今後の江東区のまちづくりを進めていく中で、可能かどうかを検証しながら、検討していきたいと考えています。ただ、この問題については区単独で出来る問題ではありませんので、東京都も含めた中での対応が必要だと思っておりますので、それも含めて今後十分研究調査させていただければと思っております。

#### 委員

- ・南北交通に関して、今日、豊洲から来たのですが、一度区外に出てから来なければいけない。バスで来てもバス停が遠く、南北間のコミュニティを考慮すると課題があると思います。先ほど、地下鉄を作ると説明がありましたが、東京メトロでは6月に副都心線ができ、それ以降は地下鉄を作らない方針と社内では示されているようです。区としてはどのようにお考えなのかとお聞きします。

#### 幹事

- ・大変難しい問題ですが、新聞にて副都心線の開業に伴い、JRの収益がだいぶ減って競争が激しくなると予想され、東京メトロとしては、新線建設は止めて、今後はお客サービス向上に投資を振り向けていく見解とされておりました。地下鉄八号線は、本区としては南北を結ぶ地域の一体感を向上させるという認識を当然もっていますが、もう一つ、東京メトロの側からみると、サービス向上の側面があります。現在の200%近い東西線の混雑というのは、到底容認出来ない、運輸政策審議会答申でも目標混雑率はもっと低く掲げられており、完全に議論の可能性が断ち切れているとは思っておりません。鉄

道整備は総合的・多面的な角度から最善を尽くしていきたいと思っております。東京メトロはそうおっしゃっていますが、国も東京都も私共も決してそのようには思っておりません。

委員

- ・環境問題についてお尋ねします。資源循環型社会の構築が必要であり、サーマルリサイクルの本格的な導入が言われております。その中で、10年後の資源化の目標値が34%とありましたが、どこをリサイクルしてどこを燃やすのか筋道が見えてきません。また、環境に配慮した開発、まちづくりという視点が、人口が60万人になろうという江東区では非常に必要な視点ではないかと思いますが、どのようにお考えかお示してください。

幹事

- ・循環型社会の中で、今年度から23区でサーマルリサイクルを実施して参ります。資源化の筋道についてですが、23区で負担を分担することが決定し、今後23区が一体的となってゴミの減量化に取り組んでいくことになっております。その中で本区も今後、環境審議会の中でリサイクルについての検討を行い、品目の拡大を図ってまいりたいと考えております。
- ・また、当然、環境に配慮したまちづくりが求められています。この基本構想の中でもそういう面を含む検討をしていきたいと考えております。

会長

- ・とりあえず時間がきました。これで今までの項目は議論を終わらせるものではありません。次回は行財政運営・協働分野から行いたいと思っておりますが、その他についてもご意見があれば、次回出していただきたいと思っております。意識意向調査と未来会議提言書についても次回の議題としたいと思っております。こちらについて、今日発言を予定していた方には、申し訳ございませんが、次回にさせていただきますと思っております。質疑応答という形ですが、委員の皆様の基本構想に対する具体的な提言とかコメントとかがかなり出されたので、とても充実した議論がなされたと思っております。ご協力に感謝いたします。

幹事

- ・ご審議ありがとうございました。次回以降の審議会の進め方について、本日より残した部分は次回引き続きお願いいたします。当初予定しておりました6月30日ですが、以前お示したスケジュールの中では、議題が分野別の施策の方向性についてとなってございます。今後、基本構想をご議論いただくため、たたき台になるものをご提示しようと思ひまして、小委員会の先生方と作っているところでありますが、現在検討中ですので、小委員会等の議論を踏まえまして、その部分の議題が変更となる可能性がございます。これについては次回の開催通知でご連絡させていただきたいと思ひます。以上です。

4．閉会

以上